

◎ 現行の農業者年金の給付は3つ

・ **農業者老齢年金**

加入者が支払った保険料とその運用収入を基礎として、65歳になれば誰でも終身受給できます。

受給開始は原則65歳ですが、60歳まで繰上受給することができます。

・ **特例付加年金**

保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎として終身受給できますが、受給するためには、農業経営から引退（経営継承）する必要があります。

受給開始は原則65歳からですが、60歳まで繰上受給することができます。

なお、この経営継承の時期についての年齢制限はありません。このため、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決める（遅らせる）ことができます。

・ **死亡一時金**

加入者（受給者を含む）が80歳前に亡くなられた場合に、死亡した翌月から80歳に達する月まで農業者老齢年金を支給するとした場合に支払われることとなる年金を、支払われるまでの期間に応じた金利で割り引いた金額（農業者老齢年金の現在価値に相当する額）が、死亡した方と生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

加入した年齢と亡くなった年齢やそれまでの運用収益がどの程度であったかなどによって、死亡一時金は払い込んだ保険料を下回ることもあります。

年金額の算定方法

（１）農業者老齢年金

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納めた保険料及び} \\ \text{その運用収入の総額} \\ \hline \text{（年金原資）} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{農業者老齢年金の} \\ \text{年金現価率} \\ \hline \text{（受給権を取得した日の年齢に対応する率）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \hline \text{（年額）} \\ \hline \end{array}$$

※平成25年度適用の年金現価率 65歳 男性 20.05661 女性 23.45980

（２）特例付加年金

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国庫補助額及び} \\ \text{その運用収入の総額} \\ \hline \text{（年金原資）} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{特例付加年金の} \\ \text{年金現価率} \\ \hline \text{（受給権を取得した日の年齢に対応する率）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年金額} \\ \hline \text{（年額）} \\ \hline \end{array}$$

※平成25年度適用の年金現価率 65歳 男性 18.69909 女性 22.87318

（注）年金現価率は、一定の年金額を支給するために、その何倍の年金原資を必要とするかという率です。（予定利率・予定死亡率を勘案して農林水産大臣が設定）